○北陸地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山県下新川郡入善町上野一七四七番二から同町上野一五七八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十五日

○北陸地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年北陸地方整備局告示第九十二号白山都市計画道路事業三・五・二十七号金沢小松線

三　事業施行期間　自平成十四年十月十一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
上越市大字茶屋ヶ原字鳥が首九八九番一から同市大字下字山字ベロ九九五番七まで	前	三二・〇〇～八五・四〇メートル
	後	五五・五〇～一〇九・八〇キロメートル 〇・三六七 〇・三六七

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○中部地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第三百六十号名古屋都市計画道路事業三・四・三百四十九号枇杷島小田井線

三　事業施行期間　自平成四年二月二十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年中部地方整備局告示第九号名古屋都市計画道路事業三・四・三百五十八号枇杷島停車場線

三　事業施行期間　自平成二十二年二月三日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第六百三十四号名古屋都市計画道路事業三・四・三百十号伏見町線

三　事業施行期間　自平成五年三月九日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第百六十八号四日市都市計画公園事業九・六・一号北勢中央公園

三　事業施行期間　自昭和五十九年二月二十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし